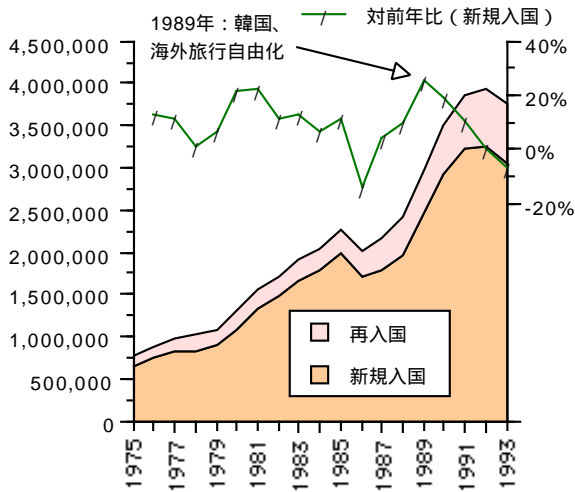
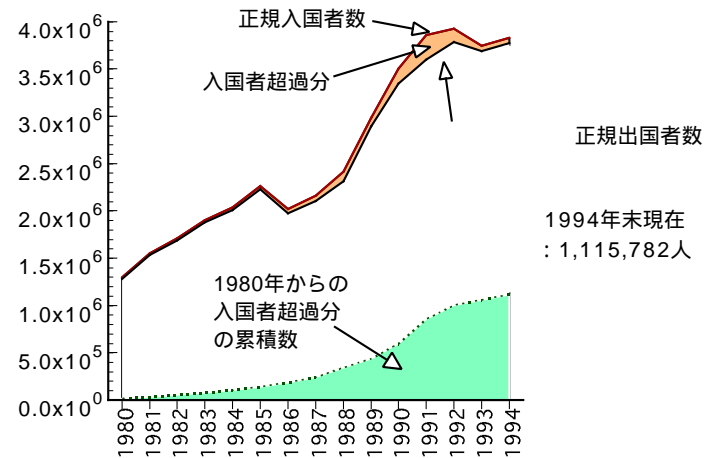


外国人入国者数の推移



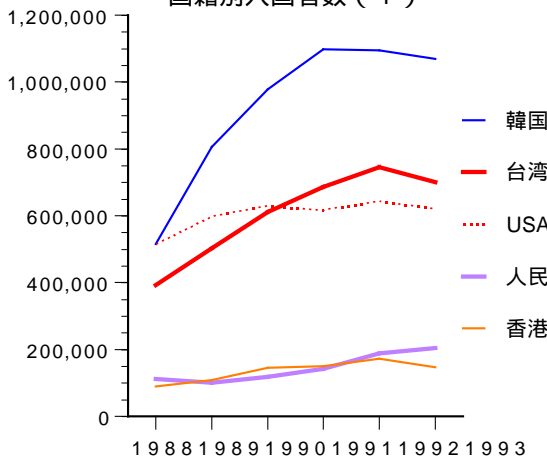
[資料] 『出入国管理統計年報』(各年版) 法務大臣官房司法法制調査部 編

外国人の入国と出国のバランスシート：入超

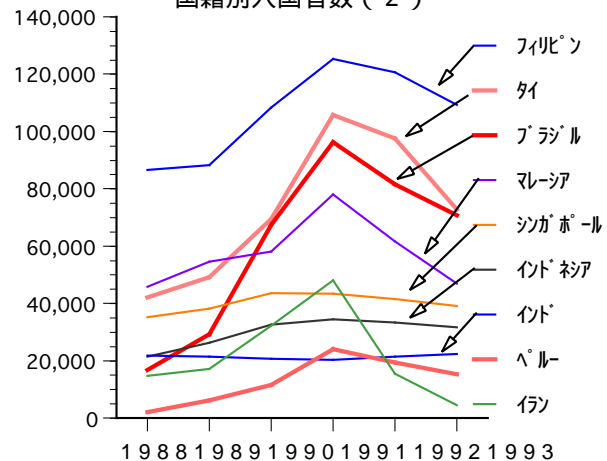


[解説] 不法在留への取り締まり強化と不況で、「就労目的」で入国する外国人数が減った? : 下図参照。

国籍別入国者数(1)

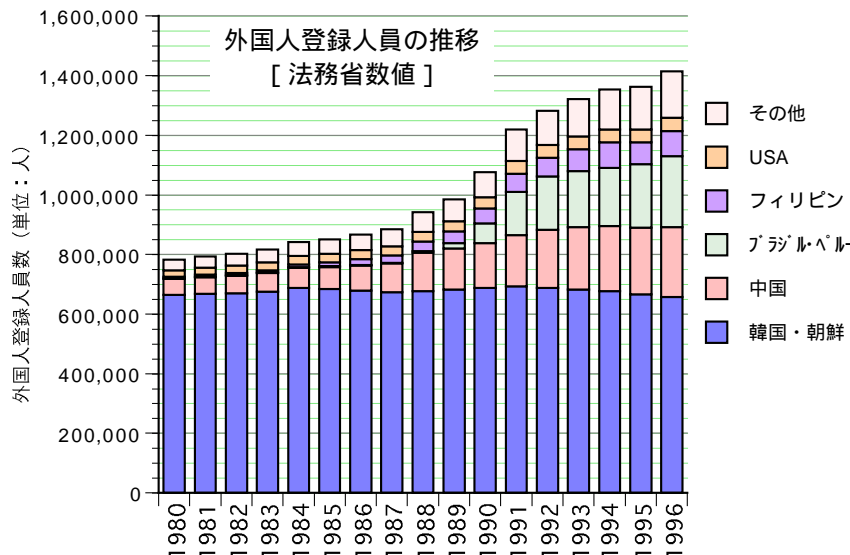


国籍別入国者数(2)



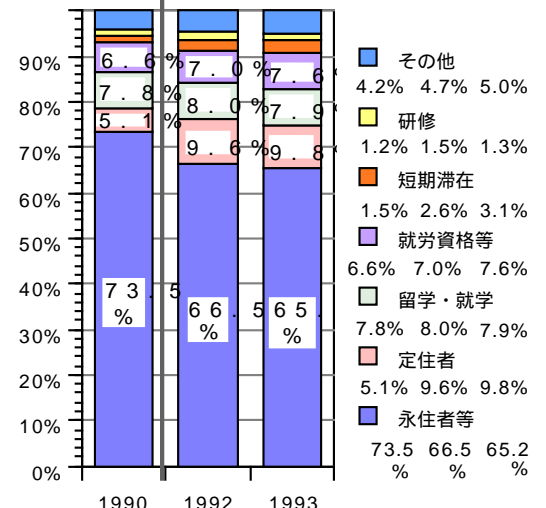
[注] 入国者には、再入国者も含む。  
 ; 韓国には、特別永住・永住資格を持った在日韓国人の再入国分も含む(93年の再入国者は、179,523人)。  
 ; 香港には、「英国香港」と「中国香港」を含む。

外国人登録数の動き



[注] 外国人登録の「中国」には、「在日中国人(台湾出身者)」、中国本土、台湾、香港中国等を含む。

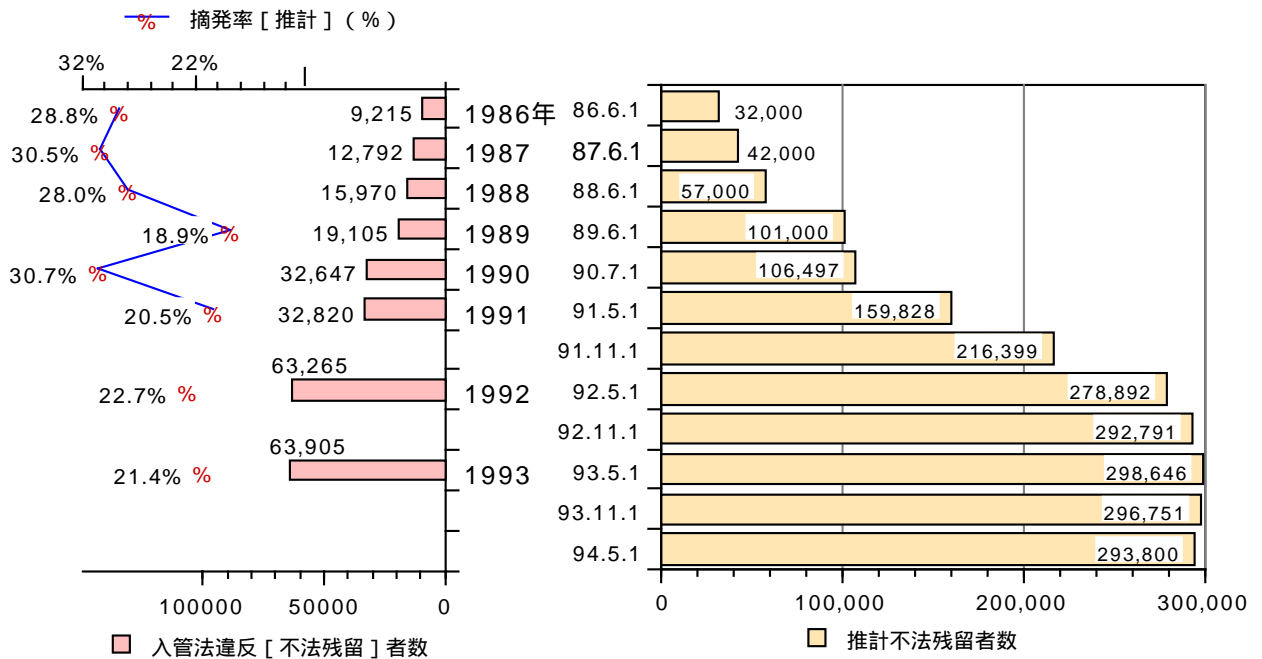
外国人登録者の在留資格別構成比の推移



[注] 「永住者等」には、「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」も含まれる。  
 ; 「就労資格等」には、「特定活動」も含まれる。

# 統計で見る不法残留者数の推移：不法残留者数に関する法務省統計

以下のグラフは、左のグラフは、全国の地方入国管理官署が「入国管理法違反[不法残留]」として摘発し、強制退去手続きを取った人数であり、右のグラフは、法務省入管局が電算処理した出入国等記録・外国人登録記録に基づき電算出力した「不法残留者数の概数[推計数]」である。左のグラフの「摘発率[推計]」は入管法違反[不法残留]者数(左グラフの数値)を推計不法残留数(右グラフの数値)で割った値であり、かなり大雑把な推計値であるが、目安にはなるだろう。

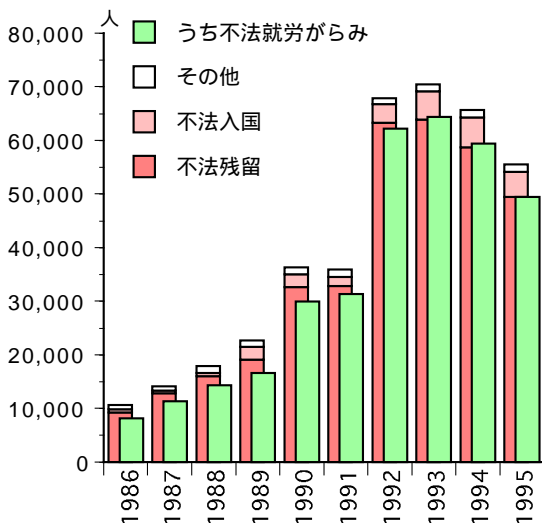


[データの出所] 法務省入管局の公式発表(毎年「xx年における入管法違反事件」として『国際人流』誌などに掲載される。; 摘発率は、山田による推計。

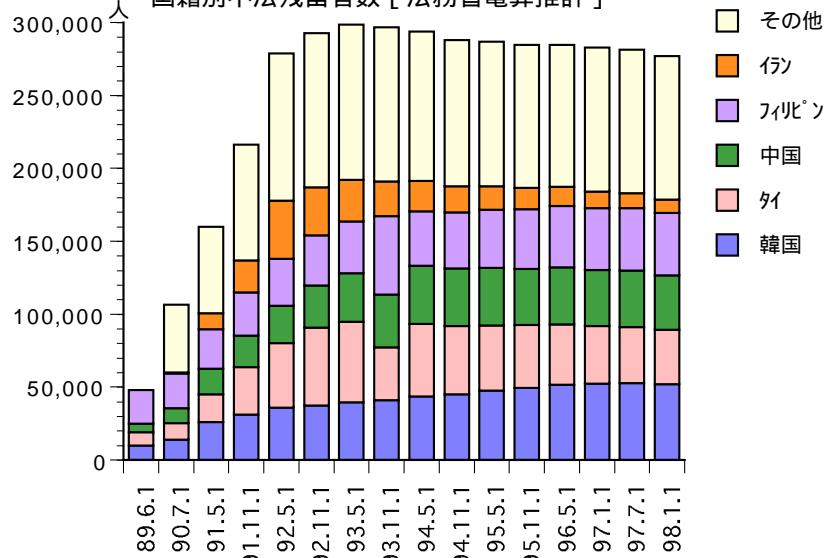
[データの出所] 90年7月1日以降の数値は、「本邦における不法残留者数」(出入国管理局)として公表され、『国際人流』誌に掲載されたものである。; それ以前のデータは、その都度「新聞」等に発表されたものである。

[解説] 入国管理局は公式な文書のなかで93年11月の「不法残留者数[電算推計値]」が前回に比べ減少したことについて、「違反者の摘発を積極的に行ったこと」によると自己評価しているが、これは「摘発率」の推移を見ても分るように適切でない。「不法残留者」が減少したのは、不況のせいである。なお、90年の摘発率が以上に高いのは、「入管法の改定に伴って不法残留者は牢屋に入れられる」とする間違った噂が飛び、残留者が大量に入管に出頭してきたためである。

## 入管法違反事件摘発者数の推移



## 国籍別不法残留者数[法務省電算推計]



[解説2] 入国管理局の「不法残留者数統計」は、総数だけでなく国籍別、性別、在留資格別、及びそれらをクロスさせたもの等、かなり詳しいものが、91年以降、年二回、定期的に公表されている。このような統計を公表するにあたって、入国管理局は、次のように付記している: 「本表の不法残留者の数は、外国人が提出する入国記録、出国記録等を処理し、得た数である。入国及び出国記録の突合処理が行われていないものがある等、種々の誤差要因があるため、集計は実際の不法残留者数を正確に表すものとは言い難いが、不法残留者の概数(推計数)を示すものである。

# 外国人登録者と不法残留者との関係に注目 資料：4

外国人登録者に占める短期滞在資格で外国人登録を行っている者の割合に注目して、この問題を考える；[表1]

[表1] 外国人登録者（永住者を除く）に占める短期滞在資格者の割合；；イランに注目；

永住者を除く外登者	1990年	1992	1993
外国人登録者総数	429,879	646,222	688,935
うち短期滞在資格の者	16,467	33,333	41,506
短期滞在者の構成比率	3.8%	5.2%	6.0%
南米外登者数	71,190	186,722	195,971
うち短期滞在資格	2,131	7,720	10,285
短期滞在者の構成比率	3.0%	4.1%	5.2%
イラン外登者数	1,217	4,432	6,650
うち短期滞在資格	352	3,372	5,434
短期滞在者の構成比率	28.9%	76.1%	81.7%

[注] 表中の外国人登録者数からは、永住者（「永住者」・「特別永住者」の資格で在留する者）は除かれている。；1994年6月末現在のイランの外登者数（永住者含む）は、8,482人に達している。

[表2] 短期滞在資格の新規入国者数と再入国許可を受けずに出国する短期滞在資格者数との関係を示す表；；南米、イランの数値の動きに注目；

	1989年	1990	1991	1992	1993
全体/入国	2,218,422	2,703,793	2,979,547	2,984,805	2,806,215
出国	2,148,290	2,578,381	2,771,052	2,875,804	2,752,780
出/入	96.8%	95.4%	93.0%	96.3%	98.1%
南米/入国	34,519	70,073	100,045	65,103	52,721
出国	22,778	23,877	25,932	29,269	29,978
出/入	66.0%	34.1%	25.9%	45.0%	56.9%
イラン/入国	15,933	30,929	46,711	13,821	3,030
出国	14,739	19,599	14,227	5,230	2,823
出/入	92.5%	63.4%	30.5%	37.8%	93.2%

[表3] 短期滞在資格の出国者（再入国許可なし）の滞在期間；；イランに注目

滞在期間	1993年			1992年		
	全体	南米	イラン	全体	南米	イラン
1カ月以内	2,602,545	22,377	2,368	2,694,772	19,554	3,951
1カ月～3カ月	128,445	4,554	391	153,733	5,175	1,072
3カ月～1年	13,382	1,132	40	19,645	3,032	190
1年を超える	8,398	1,915	24	7,649	1,503	17
不詳	10	0	0	5	5	0
総数	2,752,780	29,978	2,823	2,875,804	29,269	5,230
新規入国者（短期滞在資格）	2,806,215	52,721	3,030	2,984,805	65,103	13,821

[資料] 表1～3：『出入国管理統計年報』から作成した。

[表4] 1992年10月から12月のイランからの新規入国者数

	10月	11	12	3カ月の合計
新規入国者数	438	384	254	1076
うち短期滞在資格	386	338	250	974

## 1. 予備知識

1.1. 日米安保条約の「地位協定関係者」及び外交官を除いて、本邦に在留する外国人は、... その上陸の日から90日以内に...（外国人）登録の申請をしなければならない。

1.1.1. この規定は、その在留が合法的であるうとなかろうと全ての外国人に適用される。

2. 南米国籍者を主とする日系人の場合、日本には「定住者」（日系2・3世）及び「日本人の配偶者等」（日系1世）の資格で在留するのであるが、それら資格を取るには各種の書類が必要で、母国では用意できないことが多い。そこで、とりあえず、短期滞在資格で日本に上陸し、外国人登録した後、各種書類をそろえ、在留資格変更申請することが非常に多い。

3. しかし、イランの場合はどうか。イランの外登数の推移は、非常に奇妙な動きをしていることが分かる。

3.1. 外登者数が異常に増えている。

3.2. 短期滞在者の割合が非常に多い。

4. じつは、これはイランだけでなく、パキスタン等にも共通に見られる現象である

5. この短期滞在者は、一体どのような者たちなのか。

5.1. 表2～4から判断する限り、彼/彼女らが「合法的在留者」である可能性は低いと考えられる。

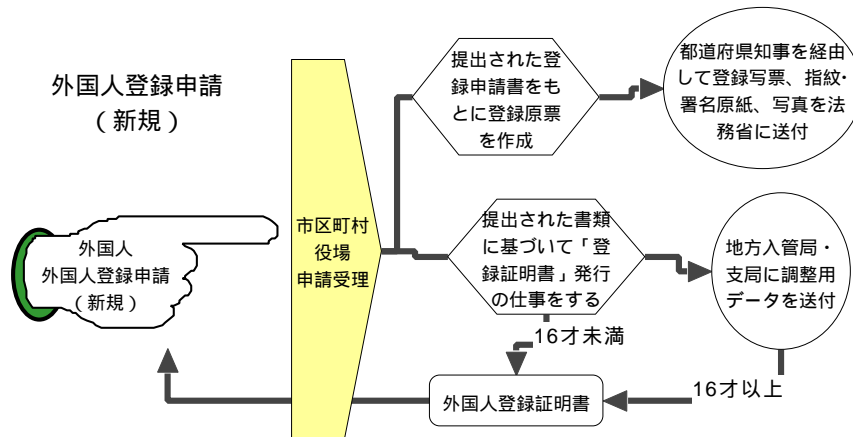
5.1.1. 93年に短期滞在資格でイランから入国した者のほとんどは、1カ月以内に出国しているのだから（もっと言えば、15日以内に2048人が出国している）。

5.1.2. すぐに出国する彼らが、外国人登録をすることは考えられないのだ。

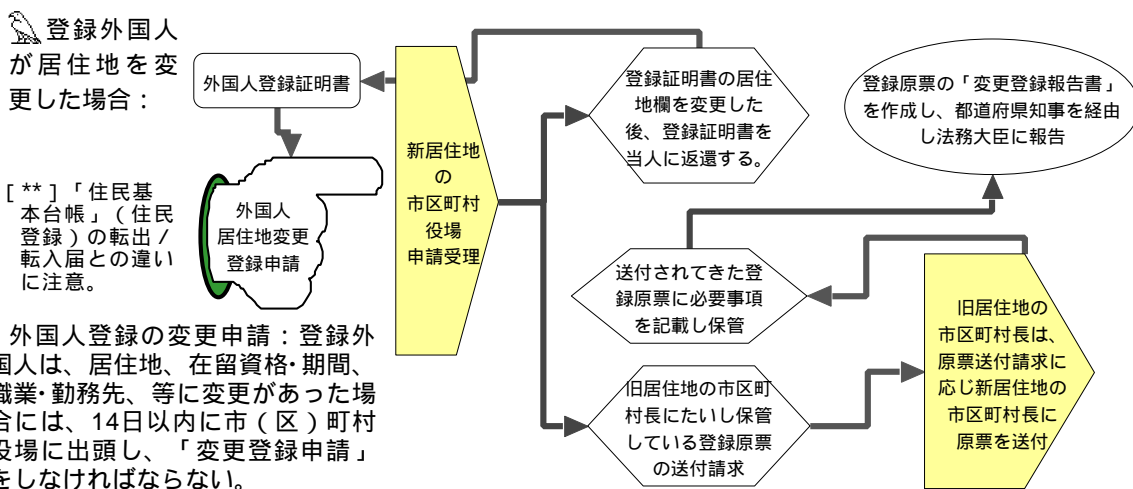
[表4の資料] 「出入国統計情報」法務省入国管理局

[追記] 外国人登録における短期滞在者について、南米日系人原因説を展開する議論が多いが、不正確な議論である。

## 外国人登録の手続きフローチャート及び「登録原票」の様式



[注] 登録原票に関しては、市(区)町村役場が保管し、厳重に管理する。当該の登録外国人が出国したとき(入国審査官から出国通知が送られてくる)、登録は「閉鎖」されるが、原票は入国管理局の指示があるまで保管される。



[\*\*] 「住民基本台帳」(住民登録)の転出/転入届との違いに注意。

外国人登録の変更申請：登録外国人は、居住地、在留資格・期間、職業・勤務先、等に変更があった場合には、14日以内に市(区)町村役場に出頭し、「変更登録申請」をしなければならない。

市区町村役場で作成され保管される外国人登録原票のおおよその様式

(1) 氏名				性別	生年月日			(6) 登録の年月日	
Mick Scot Montfiore				男	1950年5月1日			平成3年10月16日	
				女	(2) 国籍 アイルランド共和国			(2) 職業 Prof	
指紋・署名	(7) 登録番号	申請年月日	事由	確認の日	次回確認の基準日	登録証名所発行の市区町村名	交付予定期間	交付年月日	(4) 旅券番号
指	XXXXXXXX	XX	X	/	XX	XXXXXXXX	XX	XX	X XXXXXX
									(5) 旅券発行年月日
									1990年2月10日
									(9) 上陸許可年月日
									1991年9月10日
									(10) 在留の資格
									Prof
									(11) 在留期間
(12) 出生地	Belfast, Atri n Northern Ireland								XXXXX
(13) 国籍の属する国における住所又は居所	64 Hyndford Street, Dublin, 56 Ireland								作成年月日・作成事由
(14) 居住地	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX								XXXXXX
(15) 世帯主の氏名	Mick Scot Montfiore								
(17) 勤務所又は事務所の名称及び所在地	[Icons]								作成市区町村長名

1993（平成5）年1月7日から外国人登録制度が変わりました。

- 1) 16才以上の永住者・特別永住者について、外国人登録証明書への指紋の押捺制度が廃止されました。
  - 2) 16才以上の外国人に新たに交付される登録証明書は、プラスチックカード型の小形のものになりました。
  - 3) 登録用の写真の規格が変わりました。
- \* なお、16才未満の外国人に関しては、従来通り「二つ折り型」の登録証明書の様式を継続します（写真・指紋・署名に関する事項は従来から証明書には含まれていません）。
- \* \* 上記（1）に該当しない16歳以上の外国人でも1年未満の在留期間を決められ、かつその期限内にある者は、指紋の押捺の必要はありません。

1993年1月7日以降の様式（16才以上の外国人）

日本国政府 外国人登録証明書 第 全国一連番号 号	
(1) 氏名	(2)(13) 国籍等
生年月日 年 月 日 男M. 女F.	(12) 出生地
(14) 居住地	(4)(5) 旅券（旅券番号を記載） 年 月 日
(15)(16) 世帯主等	(9) 上陸許可 年 月 日
写 真 欄	(3)(17) 職業等 （職業及び勤務先を記載）
	(10) 在留の資格 (11) 在留期限 年 月 日
次 回 確 認（切替）申請期間 年 月 日から30日以内	本人の署名 あるいは 指紋
発行者	

「外国人登録証明書」：

；ある外国人の「身分関係」をその人が属する国の政府が証明するのが「旅券」であるとするならば、「外国人登録証明書」とは日本政府が、その外国人の「身分関係」と「居住関係」を証明するもので、一種の「身分証明書」のようなもの。

；；というよりも、勤務先の会社が発行する「身分証明書（社員証）」と「住民票」と「戸籍抄本」を合わせたようなものという感じ。；；「戸籍抄本」を？

；いわゆる「指紋押捺問題」は日本政府と韓国政府とが1991年1月にかわした覚書で一応の決着を見たが、日本の入国管理局の基本的な立場は、その人物の「特定」・「同一人性」を確認する手段として指紋押捺に代わるものは、外国人の場合には見つけ難いというものである。日本人の場合には「戸籍制度」があるけども。；；戸籍抄本の代わりに指紋押捺。；；しかし、やはり抵抗があるので、「永住者」と「特別永住者」に関しては指紋押捺を廃止して、それに代わる「同一人性」確認の方法として写真、署名、一定の家族事項の登録（申請書及び登録写票を参照）という方法を採用することになった。

